

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

税務調査において事前通知が行われなかったことが争点となった事例



小菅 貴子〔本郷〕

はじめに

国税通則法(通則法)74条の9では、税務署長等は、国税庁等の職員に納税義務者に対し実地の調査において同法74条の2から74条の6までの規定による質問検査等を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者(税務代理人を含む。)に対し、同条に定められた事項を事前に通知するものとしていますが、同法74条の10《事前通知を要しない場合》では、税務署長等が調査の相手方である納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、74条の9第1項の規定による通知を要しないとしています。今回は、税務調査において事前通知が行われなかったことの違法性が争点となった事例をご紹介します。

I. 不正計算の端緒

平29.11.15千葉地裁
(Z267-13088)(棄却)(確定)

1. 事案の概要

本件は、原告が、被告(国)に対し、原告が代表取締役を務めるA社の税務調査に関し、税務署職員が、通則法74条の9第1項所定の事前通知を行わなかったこと等が、国家賠償法1条1項の適用上違法であると主張して、慰謝料等の支払を求めた事案です。

2. 裁判所の判断

被告は、税務署長等が通則法74条の10の要件該当性の判断の根拠とした事実関係として、A社について、平成26年11月期から平成27年11月期にかけて、完成工事売上高よりも完成工事原価の伸び率が大きかったこと、平成26年11月期のA社の確定申告書に添付された「借入金及び支払利子の内訳書」をみると、前事業年度と比較して、原告及び妻からの借入金が増加しているが、「借入理由」欄に何らの記載もな

かったことを挙げている。

税務署長は、A社において受注した工事等の施工管理を何人の従業員で行っており、完成工事売上高がいくらになると外注に依存する割合が急増するのにかついては、原告の決算報告書等からは把握することはできないから、完成工事売上高と完成工事原価の伸び率が同程度ではないことを不正計算の端緒として疑うことが不合理であるということではできない。

A社の確定申告書に添付された「借入金及び支払利子の内訳書」には借入理由が記載されていなかったため、原告が主張するような事情(資金不足の回避)を税務署長において把握することはできないというべきである。

以上のとおり、税務署長が本件税務調査に先立ち、通則法74条の9第1項所定の事前通知をしなかったことに国賠法1条1項にいう違法があったということではできない。

II. 税務代理人に対する事前通知

平31.3.12非公開裁決
(F0-2-889)(棄却)

1. 事案の概要

本件は、医療法人である請求人が、調査に当たり事前通知が行われていないから、請求人が平成30年3月15日に提出した修正申告書の提出等は、調査があったことにより更正又は告知があるべきことを予知してされたものではないとして、過少申告加算税等の賦課決定処分の取消しを求めた事案です。

原処分庁所属の上席調査官は、請求人の税務代理人の事務所の職員(代理人担当者)に対し、税理士法33条の2第1項に規定する添付書面に記載された事項に関し、同法35条《意見の聴取》1項の規定に基づく意見聴取を行った結果、請求人に対する税務調査に移行する旨を説明し、その日程調整等を依頼しました。そして、代理人担当者が、請求人の代表者から税務調査の実施及びその日程について了解を得た上で、上席調査官に連絡し、平成29年12月18

日及び同月19日に調査を行うことが決まりましたが、その際、税務代理人(本件代理人)が不在であったため、上席調査官は、後日、通則法74条の9第1項の規定に基づく事前通知をする旨を代理人担当者に伝えていたところ、平成29年12月18日に請求人が経営する病院に臨場するまでの間に、請求人及び本件代理人のいずれに対しても、原処分庁所属の職員から事前通知は行われませんでした。

2. 国税不服審判所の判断

請求人の代表者及び病院関係職員らは、日程調整を通じて税務調査があることを認識していたため、あらかじめ帳簿書類等を準備して、調査担当職員(本件担当職員)らが臨場した際も求めに応じて帳簿書類等を提示し、その後も資料の送付をしたものと認められる。また、本件代理人は、事前通知が行われなかったことを指摘して本件担当職員らから謝罪を受けた際、本件担当職員らが帳簿書類等を検討するのを中止するよう求めることができたにもかかわらず、中止を求めず、そのため、本件担当職員らはそれぞれ帳簿書類等の検討を継続したものと認められる。これらの事実関係に照らせば、本件各賦課決定処分の基礎となる証拠収集手続において、刑罰法規に触れるなどの重大な違法があるとは認められず、調査を全く欠くのに等しいとの評価を受ける場合には当たらない。

本件担当職員らは、平成29年12月18日及び同月19日に、本件病院に臨場して、請求人の帳簿書類等を検討して質問したこと、その結果、本件担当職員らは、請求人の法人税等の誤りを把握するに至ったこと、本件担当職員らは、本件代理人に対して本件各指摘事項を指摘したことが認められ、本件担当職員らの上記の一連の行為は、請求人の法人税等の課税標準等又は税額等を認定するに至る一連の判断過程であることは明らかであるから、通則法65条5項等という調査に該当する。

そうすると、請求人は、上記調査があったことにより、仮に修正申告をしなければ原処分庁による更正があるであろうことを予知して本件各修正申告

書を提出等したものと認められる。

したがって、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

III. 事前通知の範囲を超える税務調査

令2.12.2東京高裁
(Z270-13490)(棄却)(確定)

1. 事案の概要

本件は、寄附金が争点となった判決の控訴審において、控訴人が、追加の主張として、処分行政庁が税務調査の際には平成25年8月期から平成27年8月期までの3年分の調査を行う旨の事前通知をしながら、当該事前通知の範囲を超える平成23年8月期の調査をしたとして、各更正処分には重大な手続的瑕疵があると主張した事例です。

2. 裁判所の判断

通則法74条の9は、1項5号において、納税義務者に対し実地調査を行う場合はあらかじめ調査の対象となる期間を通知すべき旨を規定するものの、同条4項は、調査により事前通知した事項以外の事項について非違が疑われることとなった場合に当該事項について質問検査等を行うことを妨げず、この場合には1項の規定は適用しないと定めている。本件では、当初の調査対象となった平成27年8月期に多額の営業外収益があったのに、欠損金の繰越しによって所得金額が0となっていたことから繰越欠損金の推移の確認をし、平成23年8月期の多額の欠損金の発生を発見して本件各処分に至ったというのであって、本件各処分に係る調査は同条4項に基づくもので適法というべきである。

おわりに

TAINSで上記判決等を検索する場合のキーワードは、「税務調査」、「事前通知」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03-5496-1195

会計事務所の
システムなら

MJS

ミロク情報サービス

特長1 会計事務所向けERPで、顧問先情報の一元管理を実現。会計事務所の機動力を強化。

特長2 各種システムの連携で顧問先の早期決算を実現。自計化も支援。

特長3 全国対応!安心して導入・運用できる環境や業務効率化の実現をワンストップで提供。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS 会計事務所向け

検索

